

平成31年1月30日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第121号の概要

(全国消費実態統計の指定の変更及び
全国消費実態調査の変更)

諮問の経緯

- ◆ 全国消費実態調査については、収入、資産等に関する結果精度の向上や報告者負担の軽減に資する観点から、調査計画の大幅な変更が計画され、平成30年9月28日に、統計委員会に諮問し、同年12月17日に統計委員会から答申があったところである。
- ◆ この答申では、調査の目的等について、次のとおり指摘されている。
 - ① 調査の目的について、変更内容をよりの確に反映する観点から、「家計における消費、所得、資産及び負債の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする」との統計委員会修正案も勘案しつつ、法制技術的な確認を行った上で、変更すること
 - ② 基幹統計及び調査の名称について、その変更の内容をよりの確に表すものに変更した上で、2019年度調査を実施する方向で検討すること。
- ◆ 今回、これらの指摘に対応するため、基幹統計の指定の変更を行うとともに、基幹統計調査の変更のための申請が行われたものである。

変更内容

- ◆ 今回の変更計画では、世帯構造や利活用ニーズの変化を踏まえ、家計収支の構造に加え、年間所得、資産及び負債の実態把握・統計精度の向上に重点を置くとともに、単身世帯の精度向上のための単身世帯の標本数の増加等、家計に関する統計及び統計調査の充実を図ることとされていることから、基幹統計の名称並びに基幹統計調査の名称及び調査の目的について、以下のとおり変更する。

【基幹統計の指定内容の変更】

- ◆ 全国消費実態統計は、家計の構造に関する統計として、5年周期で作成するもの。
- ◆ 今回の調査計画の変更によって作成される統計については、消費のみならず、所得、資産及び負債に関して、総世帯・単身世帯別、地域別に、より詳細な統計を作成することが可能となる。
- ◆ これにより、家計の所得、資産及び負債の構造が、これまでより一層明らかにすることが可能となるため、名称については、「全国消費実態統計」から「全国家計構造統計」に変更する。なお、作成目的については、現行のままとする。

	現行	変更(案)
名称	全国消費実態統計	全国家計構造統計

(参考) 現行の指定内容

名称	作成目的	作成者	作成方法
全国消費実態統計	世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

【基幹統計調査の名称及び目的の変更等】

- ◆ 基幹統計調査の名称については、基幹統計と親和性を保つことが重要であり、また、今回の計画変更により、家計について、消費のみならず、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握する方向で見直しが図られることから、名称を「全国消費実態調査」から「全国家計構造調査」に変更する。
- ◆ また、調査目的の変更（案）については、現行の統計法施行令別表第一に規定された「全国消費実態統計」の作成目的と整合性を図るということを前提に、今回の調査の変更目的が端的に分かるように「家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、」という文言を付け加える形で、変更する。

	現行	変更(案)
名称	全国消費実態調査	全国家計構造調査
調査目的	全国消費実態調査は、全国の世帯を対象として、家計の収入及び支出並びに住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量及び貯蓄・負債現在高を調査し、家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に把握するとともに、都道府県などの地域的差異を明らかにすることを目的とする。	<u>家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。</u>

- ◆ 加えて、平成30年12月17日の答申で統計委員会から指摘された他の事項の見直しも実施する。